

令和2年度 創業支援事業補助金（一般分）

募集案内（第3次）

1 制度の目的

事業者の高齢化、後継者不足等の要因による事業所数の減少を抑え、市民の生活利便性の確保及び就業機会の拡大並びに地域経済の活性化を図ることを目的として、市内において創業事業等を行おうとする個人又は法人が、その事業を行う際に必要となる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 応募対象者

(1) 次のいずれにも該当する者

- ・市内に住所がある者、又は、事業開始前に市内に転入する予定の者（転入予定の者でも、実績報告書提出時に市内に住所を有していない場合は不可）
- ・創業時に必要な許可や資格等を有していること又は有する見込みである者
- ・創業事業等にかかる資金借入れを行う又は行う予定である者
- ・申請書提出時に納期限が到来している市税の滞納がない者
- ・過去に本補助金の交付を受けていない者
- ・特定創業支援等事業者の証明を受けた者又は補助金交付決定までに特定創業支援等事業者の証明を受ける予定の者

◆特定創業支援等事業者とは…

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受け、市長から証明書の交付を受けた者

◆特定創業支援事業者になるためには…

方法①：糸魚川創業支援ネットワークで連携している機関（糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会、㈱日本政策金融公庫高田支店、糸魚川信用組合、㈱第四銀行、㈱北越銀行、㈱大光銀行）で、個別相談を4回以上、継続して1か月以上受け、4つの知識（「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」）を取得してください。

方法②：4つの知識（「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」）が身につく糸魚川創成塾（創業塾）の受講生となり、修了証書を取得してください。

※令和2年度の創業塾は終了しました。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

- ・創業…現に事業を営んでいない個人又は法人が、新たに事業を営むこと。(申請時点で開業届等の提出から2年以内の個人又は法人が、初めて事業所を所有して事業を営む場合も対象となります。)
- ・事業継承者…既に事業を営んでいる個人又は法人であって、後継者が先代の事業主から当該事業を引き継ぐ場合。ただし、事業承継を受ける事業所に1年以上勤務している者(先代の事業主親族関係にない者)が補助事業完了日までに事業承継をする予定であること。
- ・第二創業予定者…既に事業を営んでいる個人又は法人であって、後継者が先代の事業主から当該事業を引き継ぐ場合に、業態転換又はこれまで営んでいた業種(日本標準産業分類の細分類における業種をいう。)とは異なる業種に属する事業を営むこと。

注意：既に自身が専用する事業所(所有又は賃貸借等)で創業をされている方は本補助金の対象外です。申請しても審査の対象外、仮に交付決定となっても取消となります。

3 助成対象事業

- ・市内に事業所を設置すること。
- ・市内の商工会又は商工会議所の経営指導を受け、創業事業等に係る具体的な計画を有していること。
- ・創業事業等に必要の建物や設備に係る許認可を取得していること又は取得する見込みであること。
- ・営業収支が家計と経理上明確に分離していること。
- ・3年以上の経営継続が見込まれること。
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- ・宗教活動又は政治活動を目的とした事業でないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(平成23年法第122号)第2条の規定により許可又は届出を要する事業並びに公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う事業でないこと。
- ・地域の風紀を著しく害する事業でないこと。

4 助成事業の対象期間

原則として、令和3年3月31日までに開業すること。

5 補助金の対象経費（※1）

補助対象経費	概要・注意事項	補助額・補助割合
事業所の設置に係る新築又は改築費		・補助対象経費の2分の1以内の額で100万円を限度とし、総額が1件100万円以上のものに限る。 ・飲食業、サービス業、小売業（※4）の事業所を糸魚川市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内に設置する場合は、補助割合を2/3とする。
広報費（※2）	ホームページ、パンフレット作成その他の広報活動にかかる経費	
事業所の設置に係る機械設備等（※3）の購入費		
事業所の設置に係る機械設備等（※3）の賃貸借料	開業から1年分	

（※1）市内に事業所を有する個人又は法人を請負先又は調達先とすること。

（※2）ホームページ等の保守管理費用及び通信費は対象外とし、上限を5万円とする。

（※3）車両等の汎用性が高く、使用目的が創業事業等に必要なものと断定できないものは除く。

（※4）対象業種については、事前にお問い合わせください。

6 申請方法

- ・創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、添付書類を添えて、糸魚川市産業部商工観光課企業支援室へ提出してください。
- ・令和2年12月7日（月）までに商工団体の経営指導員から経営指導を受けてください。
※申請書中に指導内容の記載が必要となります。

7 申請期間

令和2年11月25日（水）午前8時30分から令和2年12月15日（火）午後5時まで

8 その他

本補助金以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、本補助金の交付対象外とする。（ただし、糸魚川市創業支援資金利子補給及び糸魚川市クラウドファンディング活用支援事業補助金については併用可能）

【補助事業の審査・採択等について】

1 審査方法等

- ・提出された書類を元に、糸魚川創業支援ネットワークが書類審査を行います。必要に応じて面談を実施する場合があります。

2 事業計画の判断基準

以下のポイントを重点に評価を行います。

(1) 事業計画の具体性

- ・売上、費用、利益などの損益計画は適正に計上されているか
- ・必要な資金を確保しているか
- ・実施事業についての十分な知識と経験があるか、または経験不足を補う方策はあるか

(2) 事業計画の実現可能性

- ・事業の目的が明確であるか
- ・事業に対する熱意が感じられるか
- ・商品・サービスの需要はあるか、ニーズに合致しているか
- ・許認可を伴う業種は、その取得が可能か
- ・受注・仕入先等の人脈や信用力があるか

(3) 事業計画の継続性

- ・商品・サービスのセールスポイントがあるか
- ・競合他社や商品の価格帯等を調査したうえでの計画を持ち、競争力があるか
- ・事業場所は適した場所か（立地、規模、コスト）
- ・自己資金は十分な準備をしているか

(4) 事業計画の社会性

- ・補助金の交付を目的とした計画でなく、創業等の必要性が認められるか
- ・雇用の創出効果は高いか
- ・子育て、医療、介護、地域振興等の市内の課題解決につながるなど社会貢献性が高いか

3 採択、不採択の通知

- ・審査終了後、審査結果（採択、不採択）を郵送で通知します。
- ・なお、採択の場合でも、補助金交付申請額の交付を決定したわけではありません。

【交付決定及びその後のスケジュール】

1 交付決定

- ・市は予算調整の後、予算の範囲内で補助金の交付を決定します。
- ・採択事業者は、交付決定通知書の到達後、創業準備等（工事等の契約・発注）に着手してください。
- ・交付決定通知の時期は12月中を予定しています。

注意：交付決定前の創業準備等は認められません。

2 事業開始後の手続方法、補助金支払

- ・事業開始届（様式第3号）の提出…事業開始後10日以内
- ・事業実績報告書（様式第4号）の提出…補助事業（工事等）の終了後30日以内
- ・補助金は、実績報告書を提出後、補助対象経費として認められるものを精査し、約1か月以内に口座振込します。支払証拠書類（振込明細等）が確認できない場合は、補助金が支出できませんのでご注意ください。
- ・補助対象経費「事業所の設置に係る機械設備等の賃貸借料」については、開業から令和3年3月までの期間の実績報告書を、令和3年4月頃に提出してください。なお、令和3年4月から開業後1年までの期間の補助額については、下記①、②の手続き後にお支払いします。

①令和3年4月に創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出

②開業後1年到達の後、実績報告書を提出

3 事業状況の報告

- ・開業後の3年間は、6か月ごとに事業状況報告書（様式第5号）を商工団体の経営指導員による指導を受けたうえで提出してください。
- ・補助事業に関する随時調査（訪問での聞き取りを含む）に、事業完了後もお協力いただく場合があります。
- ・営業実績（売上、収益の額等）が、申請時の事業計画より大幅に低い場合は、訪問の上、聞き取り調査等を行い、経営指導員とともに目標達成する方法の考案及び実施又は計画の再策定を要請します。

4 事業者の義務

- ・創業事業等の内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること。（事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。）
- ・事業開始後、各種書類（様式第3～5号）を遅滞なく提出すること。
- ・事業により取得し、又は効能の増加した財産は、事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理をし、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図ること。
- ・事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業が完了した日の属す

る年度の終了後3年間保存すること。

5 補助金の返還

下記のいずれかに該当した場合、補助金の全部又は一部の返還を命じます。

- ・偽り又は不正手段により補助金の交付を受けた場合
- ・補助金を創業事業等以外又は補助対象経費以外に使用した場合
- ・事業開始後3年以上の事業継続が不可能となった場合。(事業が継続している場合であっても、工事等の対象となった建物等での営業を停止した場合も返還対象となります。)

問合先：糸魚川市産業部 商工観光課企業支援室 電話 552-1511
